2.1.　炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号の附則Ｃ３の4.7.1.にかかわらず、ＨＣ燃料ガス（40±２％水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_1当量が１ppm未満のＨＣ、400ppm未満のCO_2）を用いることができる。

2.2.　試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号の附則Ｂ３に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3.　一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.・2.　（略）

3.　一般規定

3.1.～3.26.　（略）

3.27.　自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、補助制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。

3.27.1.・3.27.2.　（略）

3.27.3.　3.27.1.及び3.27.2.の規定は、灯火器の一部として次に掲げるものが含まれるものには適用しないものとする。

(a)　光源電子制御装置

(b)　可変光度制御

(c)　協定規則第128号に従って認可された光源

3.27.4.　（略）

3.28.～3.33.　（略）

4.　個別規定

4.1.～4.5.　（略）

4.6.　方向指示器

4.6.1.～4.6.6.　（略）

4.6.7.　電気結線

4.6.7.1.　方向指示器は、他の灯火の点灯状態に係らず点灯操作及び消灯操作が行えるものであり、かつ、車両中心面に対し同一の側に備える全ての方向指示器が、該当する協定規則に従って自動的に点灯操作及び消灯操作される場合を除き、１つの操作により点灯操作及び消灯操作され、同時に点滅する構造でなければならない。

4.6.7.2.～4.6.7.4.　（略）

4.6.8.・4.6.9.　（略）

4.7.～4.29.　（略）

4.30.　車両後退表示投影装置

4.30.1.～4.30.3.　（略）

2.1.　炭化水素分析計の燃料ガスについては、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｃ３の4.7.1.にかかわらず、ＨＣ燃料ガス（40±２％水素、平衡ヘリウム又は窒素、C_1当量が１ppm未満のＨＣ、400ppm未満のCO_2）を用いることができる。

2.2.　試験に使用する燃料の標準規格については、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版の附則Ｂ３に規定するもの及び別添16の別紙に掲げるとおりとする。

3.　一般要件

自動車は、燃料キャップの紛失による過剰な燃料蒸発ガスの放出を防止するための対策を講じるものとして、協定規則第154号第２改訂版補足第２改訂版又は協定規則第154号の6.1.6.に定める基準に適合するものであること。

別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準

1.・2.　（略）

3.　一般規定

3.1.～3.26.　（略）

3.27.　自動車製作者等は、自動車（被牽引自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）から前照灯、制動灯、補助制動灯、車幅灯及び尾灯に供給する電源電圧が以下の要件に適合していることを証明するものとする。この場合において、当該電源電圧は当該車両が自動車製作者等の申告する代表的な一定電圧となる状態で測定するものとする。

3.27.1.・3.27.2.　（略）

3.27.3.　3.27.1.及び3.27.2.の規定は、灯火器の一部として光源電子制御装置又は可変光度制御が含まれるものには適用しないものとする。

3.27.4.　（略）

3.28.～3.33.　（略）

4.　個別規定

4.1.～4.5.　（略）

4.6.　方向指示器

4.6.1.～4.6.6.　（略）

4.6.7.　電気結線

4.6.7.1.　方向指示器は、他の灯火の点灯状態に係らず点灯操作及び消灯操作が行えるものであり、かつ、１つの操作により車両中心面に対し同一の側の方向指示器が同時に点滅する構造でなければならない。

4.6.7.2.～4.6.7.4.　（略）

4.6.8.・4.6.9.　（略）

4.7.～4.29.　（略）

4.30.　車両後退表示投影装置

4.30.1.～4.30.3.　（略）